

議案第99号 説明資料

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例 (平成26年9月26日 条例第15号)</p> <p>第1条～第24条 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>○幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例 (平成26年9月26日 条例第15号)</p> <p>第1条～第24条 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
第26条～第53条 略	第26条～第53条 略

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第2条関係）の該当部分
新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月26日 条例第16号)</p> <p>第1条～第11条 略 (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第13条～第49条 略</p>	<p>○幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月26日 条例第16号)</p> <p>第1条～第11条 略 (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第13条～第49条 略</p>

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第3条関係）の該当部分
新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月26日 条例第17号)</p> <p>第1条～第11条 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第13条～第21条 略</p>	<p>○幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月26日 条例第17号)</p> <p>第1条～第11条 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第13条～第21条 略</p>